

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術

2024年1月～12月施行件数

区分1に分類される手術

		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	2
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	7
オ	経皮的カーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0

区分2に分類される手術

		件数
ア	韌帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	19
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術

		件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセトウ甲状腺全摘術	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術

		件数
		13

その他の区分

		件数
ア	人工関節置換術	0
イ	1歳未満の乳児に対する手術等	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈バypass移植術及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	29
	急性心筋梗塞に対する	27
	不安定狭心症に対する	2
	その他	0
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	19
	急性心筋梗塞に対する	13
	不安定狭心症に対する	3
	その他	3

(再掲)

(再掲)

(再掲)

(再掲)

(再掲)

(再掲)